

大館市農業委員会総会議事録

令和2年5月15日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和2年5月15日（金）午前8時50分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）※13番欠番（辞任による）					
1番	菅原 一成	9番	糸屋 由衛門	17番	成田 レイ子
2番	安達 英樹	10番	渡邊 久雄	18番	阿部 重信
3番	安部 幸美	11番	藤盛 久登	19番	畠山 市子
4番	菅原 和久	12番	伊藤 昇		
6番	木次谷 和明	14番	富樫 英悦		
7番	虻川 マキ子	15番	斎藤 重春		
8番	石山 元一	16番	小林 大樹		
3. 欠席委員の氏名（ 1名）					
5番	田村 秀雄				
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	佐々木 金義			
	次 長	佐藤 正樹			
	係 長	宮崎 直人			
6. 議事録署名委員	19番	畠山 市子		1番	菅原 一成
7. 書記	宮崎 直人				

報 告 ・ 議 案

報告第 14 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
報告第 15 号	農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可について
議案第 22 号	農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について
議案第 23 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 24 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について
議案第 25 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 26 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 27 号	大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 18 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、田村 秀雄 委員より都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 19 番 畠山 市子 委員、議席番号 1 番 菅原 一成 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告(4月総会～5月総会)について
- ・報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
- ・報告第 15 号 農用地利用配分計画（農地中間管理機構分）の認可につ

いて

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、承認するものといたします。

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 22 号『農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

13 ページをお開き願います。

議案第 22 号 農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、14 ページのNo.4、No.5 の 2 件で、田の面積は 3,100 m²、樹園地の面積は 3,325 m²であります。

借り受けの事由は、どちらも「経営拡張」で、貸借期間は、No.4 が 15 年、No.5 は 10 年であります。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1、2 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号(第 1 号～第 7 号)に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 22 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 22 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

次に、議案第 23 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

15 ページをお開き願います。

議案第 23 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、16 ページの No.40、No.41 の 2 件で、地目はいずれも田で、面積合計は 12,534 m²であります。

譲り受けの事由は、No.40 は「受贈」で、No.41 は「経営拡張」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 3 ページ、4 ページに記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 7 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 23 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 23 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することとします。

次に、議案第 24 号『農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

17 ページをお開き願います。

議案第 24 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 4 条の規定による転用許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、18 ページのNo.1 の 1 件で、地目は田、面積は 59 m²です。

転用の内容ですが、宅地内の自宅の手前に娘夫婦が住宅を新築したことにより自宅までの通路が狭くなってしまったことから、西側に通路を新設しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 4 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は JR 大館駅の北、約 400m 地点に位置し、宅地化の状況が著しい区域に近接する農地で、第 2 種農地と判断しますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のオの (ア) の a の (b) に該当します。

また、法第4条第6項第3号から第7号までに規定する一般基準についてありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.1の位置図及び配置図は19、20ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1の現地調査の結果を議席番号15番の斎藤重春委員よりご報告願います。

15番

15番の斎藤重春です。

議案第24号のNo.1につきまして、去る5月8日に伊藤昇委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は19ページの位置図になります。

この場所は、市道大館松木線をJR大館駅から松木方向に約400m進み、秋田自動車道の手前の市道松木4号線へ右折し、80mほど進んだ右側の農地で、田として利用されておりました。

20ページの配置図にありますように、自宅通路及び駐車場として利用する計画であります。

用地造成につきましては、東側の自己所有地と同等の高さに盛土し、北側、南側、西側にはL字擁壁により、法面を保護し、崩落、土砂の流入を防ぐ計画であります。

雨水排水は、碎石盛土による地下浸透及び自然流下で、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、斎藤重春委員から、現地調査の結果報告があった議案第24号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第24号について原案どおり決してご異議ござい

ませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

次に、議案第 25 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

21 ページをお開き願います。

議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求め

令和 2 年 5 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、22 ページの No.5 の 1 件で、地目は畑で、面積は 597 m²になります。

転用の目的は、現在、借家住まいの申請人が、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものであります。

続きまして、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は県立大館鳳鳴高校の北東、約 700m 地点に位置する用途地域の第 1 種低層住居専用地域内の農地で、第 3 種農地と判断しますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたします。

で、問題は無いものと考えます。

No.5 の位置図及び配置図は 23、24 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.5 の現地調査の結果を議席番号 12 番の 伊藤 昇 委員よりご報告願います。

12 番

12 番の 伊藤 昇 です。

議案第 25 号のNo.5 につきまして、去る 5 月 8 日に 齋藤 重春 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 23 ページの位置図になります。

この場所は、市道新町長根山線を大館鳳鳴高校から長根山方向に向かい、長根山運動公園テニスコートを左折し、市道長根山運動公園線を 150m ほど進み、陸上競技場正門前を市道長根山 1 号線に左折、50m ほど進んだ右側の農地で、地目は畑で、休耕地として管理されておりました。

24 ページの配置図にありますように、一般住宅を建築する計画であります。

用地造成につきましては、全体的に表土を入れ替え 30cm ほどの盛土を予定していますが、西側隣地は宅地で 30 cm ほどのコンクリートタタキで仕切られており、北側隣地は畑ですが申請地より 10 cm ほど高く、また、東側隣地も同じく畑ですが申請地と高さと同じであることから 10 cm ほどの境界ブロックを設置し雨水等の流出を防ぐ予定であります。

南側は市道で、雨水排水は市道側溝へ放流する計画であり、汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続することから、特に問題はないものと見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、伊藤 昇 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 25 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

4 番

4番。菅原です。

一般住宅の転用する場合の面積要件は500㎡と認識していましたが、これについて説明願います。

局長

委員の言う通り、秋田県の運用では一般住宅は500㎡までとなっておりますが、農地法では特に面積要件の規定はありません。本案件については、分筆することによって農道が確保できなくなること、概ね500㎡であること、都市計画法に規定された用途地域内であること、土地の形状上、冬期間の雪寄場の確保が必要なこと等考慮し、特に問題はないものと考えております。

議長

他に、何かご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので、議案第25号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第26号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

25ページをお開き願います。

議案第26号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出があったときは、

これを承認することについて併せて意見を求める。

令和2年5月15日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

26 ページから 29 ページまでには、令和2年度農用地利用集積計画（第2号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

新 - 219 から新 - 280 までの 62 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 1 年が 3 件、3 年が 7 件、5 年が 7 件、6 年が 1 件、7 年が 1 件、8 年が 1 件、10 年が 41 件、20 年が 1 件で、地目が田の面積が 268,826.13 m²、畑の面積が 8,771 m²、面積合計は 277,597.13 m²であります。

次に、30 ページには、利用権を再設定するものが記載されております。

再 - 21、再 - 22 の 2 件で、契約期間別の内訳については、いずれも契約期間 1 年で、地目は田、面積合計は 2,148 m²となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいま説明のあった議案第 26 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

10 番

10 番。渡邊です。

新 - 280 の契約期間 20 年について説明願います。

局長

本件は、農地中間管理機構関連ほ場事業のため、契約期間が 15 年以上となっております。

議長

他に、何かご意見ご質問等ございませんか。

ないようですので、議案第 26 号について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 27 号『大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

31 ページをお開き下さい。

議案第 27 号 大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

農業振興地域整備計画変更案について、大館市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項で準用する同条第 1 項の規定に基づく意見を求められたので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和 2 年 5 月 15 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、32 ページの大館農業振興地域整備計画変更概要の案件番号 1 から 3 までの 3 件であります。

まず、案件番号 1 ですが、位置図は 34 ページになります。

申請者は大館市土地改良区で、申請する現況地目は田と畑、筆数は 12 筆、面積合計は 3,335 m²となっております。

計画変更の目的ですが、浦山地区県営農地中間管理機構関連ほ場事業の対象地内の農用地区域外の農地を農用地区域へ編入しようとするものです。

次に、案件番号 2 ですが、位置図は 35 ページになります。

申請者は案件番号 1 と同じく大館市土地改良区で、申請する現況地目は田

と畑で、筆数は4筆、面積合計は2,486㎡です。

計画変更の目的は、下内川西地区県営農地中間管理機構関連ほ場事業の対象地内の農用地区域外の農地を農用地区域へ編入しようとするものです。

次に、案件番号3ですが、位置図は36ページになります。

申請者は中野産業株式会社で、現況地目は田、筆数は1筆、面積は1,000㎡です。

計画変更の目的は、事業所に隣接する資材置場が手狭となったことから拡張しようとするもので、農地転用の計画があるため除外申請をするものです。

説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第27号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第27号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

- ・当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

- ・令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の承認について

・令和元年度「業務報告書」及び令和2年度「業務計画書」の配付について

議長

他にありますか。

他になければこれもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午前10時10分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月15日

議長

議事録署名委員 19 番

議事録署名委員 1 番

農地法第3条調査書

議案第22号 No.4	所有権移転 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市曲田字下聖・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市中山字桂沢・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市道目木字屋布添・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲渡(貸)人が果樹(梨)耕作を行っており、今後も譲受(借)人が果樹園として営農に資する計画である。譲受(借)人は果樹営農は新規となるが、大学では果樹(梨)を専攻しているため知識は豊富である。また、本申請地域で既に畑作農家として営農しており、地域生産者との繋がりも築いている。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月25日、糸屋由衛門 農業委員と畠山 薫 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第22号 No.5	所有権移転 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市早口字丸山下・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市早口字丸山下・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市早口字坂地・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人が耕作を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月26日、石山元一 農業委員と花田昭治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第23号 No.40	所有権移転 賃借権設定 ・ 使用貸借権設定	
土地の所在	大館市早口字荒堰・・・・・・・・ほか・筆	
申請者	譲渡(貸)人	住 所
		氏 名
	大館市有浦一丁目・・・ 秋田市茨島七丁目・・・ 大館市泉町・・・	持分1/6 ○○○○ 持分1/6 □□□□ 持分1/6 ■■■■
	譲受(借)人	住 所
氏 名		
大館市早口字岩野目・・・	△△△△	
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人	

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人 以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も営農に資する計画である。本件は持分移転であり、申請地の営農状況に変化は無いため、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考ええる。</p> <p>なお、4月26日、石山元一 農業委員と花田昭治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	する しない

農地法第3条調査書

議案第23号 No.41	<input checked="" type="radio"/> 所有権移転 <input type="radio"/> 賃借権設定 <input type="radio"/> 使用貸借権設定		
土地の所在	大館市山田字館ヶ沢・・・・・・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市岩瀬字羽貫谷地中島・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市山田字向館・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 宮崎 直人		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>申請地は、これまで休耕地として譲渡(貸)人が保全管理を行ってきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模拡大のため取得し営農に資する計画である。本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。</p> <p>なお、4月26日、石山元一 農業委員と花田昭治 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない